

第 29 回

熊本県議会

# 水俣病対策特別委員会会議記録

平成22年6月15日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

## 第 29 回 熊本県議会 水俣病対策特別委員会会議記録

平成22年6月15日(火曜日)

午後1時17分開議

午後2時13分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 前回の特別委員会以降の水俣病被害者対策について
- (2) 閉会中の継続審査事件について
- (3) その他

出席委員(14人)

委員長	西岡勝成
副委員長	前川 收
委員	山本秀久
委員	村上寅美
委員	渡辺利男
委員	早川英明
委員	中原隆博
委員	馬場成志
委員	大西一史
委員	氷室雄一郎
委員	鎌田 聡
委員	吉永和世
委員	溝口幸治
委員	船田公子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長	駒崎照雄
次長	谷崎淳一
次長	内田安弘

首席環境生活審議員兼

環境政策課長	野田正広
環境保全課長	松島 章

水環境課長 田代裕信

水俣病保健課長 田中義人

水俣病審査課長 寺島俊夫

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 川上智彦

議事課課長補佐 平田裕彦

午後1時17分開議

○西岡勝成委員長 ただいまから第29回水俣病対策特別委員会を開催いたします。

なお、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

本日は、執行部を交えた本年度最初の委員会でありますので、一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会の委員長として、前川副委員長ともども、多分5期目と思えますけれども、任されることになりました。この間、各党各派や執行部の皆さん方の御協力を得て、昨年7月には特措法が成立し、今年5月1日の慰霊式には鳩山総理が出席をされ、被害拡大を防ぎ切れなかった責任を認められて謝罪をされました。また、先月から和解所見並びに特措法に基づく救済の手続が始まり、水俣病問題の解決に向けて、一つの節目を迎えたと考えております。私といたしましても非常に感慨深いものがあるわけでございます。

今後、診断や判定が進み、最終的な判定が確定するまでにはさまざまな問題が生じることと思われます。当委員会といたしましては、しっかりと時々の状況を把握し、課題について対処してまいりたいと思っております。

また、委員の先生方の御協力をいただき、前川副委員長とともに、本委員会の円滑な運

営に努め、水俣病被害者の方々の早期救済に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

副委員長からも一言。

○前川収副委員長 いえ、ございません。

○西岡勝成委員長 ああ、そうですか。じゃあ、ないそうでございますので。

それでは、続きまして、執行部職員の自己紹介をお願いいたします。

課長以上の職員の方は、自席からそれぞれお願いをいたします。

なお、委員のお手元には、関係部課の職員名簿をお配りしてあります。

それでは、環境生活部長から順にお願いをいたします。

（環境生活部長～水俣病審査課長の順に自己紹介）

○西岡勝成委員長 それでは次に、執行部を代表して駒崎環境生活部長からごあいさつをお願いいたします。

○駒崎環境生活部長 環境生活部長の駒崎でございます。

執行部を代表してごあいさつを申し上げますが、マイクに近いように座ってごあいさつさせていただきます。

県議会におかれましては、平成16年の関西訴訟最高裁判決を契機として、新たな救済を求める方が急増して以来、水俣病被害者の早期救済実現のため、幾度となく意見書や要望書を議会の意思としてまとめられ、国などへ精力的に働きかけていただくなど、一貫して党派を超えた取り組みを行っていただきました。その結果、先ほど西岡委員長からもお話がありましたが、先月から和解による救済と特措法による救済のスタートさせることができました。

ここに改めて、西岡委員長、前川副委員長

初め委員各位並びに県議会の皆様方に、心から感謝を申し上げます。

県としましては、和解による救済、特措法による救済の両方において、救済されるべき方々が可能な限り救済されるよう、最大限の努力を払ってまいる覚悟であります。

このため、引き続き救済についての周知徹底を図るとともに、相談や申請受け付け、診断、判定等といった一連の手續について万全の体制を整え、円滑な実施に努めてまいります。

また、公健法による認定業務につきましても、検診や審査会の開催など、着実に進めてまいりますので、県議会におかれては、変わらぬ御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、救済策への取り組み状況を中心に御説明申し上げますが、冒頭1点だけお断りをさせていただきます。

和解手續として進めます第三者委員会での判定及び特措法の手續として進めます判定検討会での判定のいずれにつきましても、すべての方の判定が終了してから結果及び経過を公表することとしております。

これは、判定事務を進める過程で、一部の数字から全体を推測するようなことが行われますと、申請者の間に懸念や混乱が起こるおそれがあるためでございます。公正かつ迅速な救済手續を進めることを最優先とすること、それから、原告の方々とそういう合意が行われたことからこういう取り扱いをすることとなりました。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

この後、詳細につきまして、担当課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○西岡勝成委員長 それでは、議題に入ります。

前回の特別委員会以降の水俣病被害者対策

に関する状況について、執行部から報告を受けた後、質疑を行いたいと思います。

それでは、説明資料に基づき、田中水俣病保健課長、寺島水俣病審査課長及び野田環境政策課長に説明をお願いいたします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。よろしければ着座の上御説明させていただきます。

○西岡勝成委員長 はい、どうぞ。

○田中水俣病保健課長 ありがとうございます。

それでは、説明資料の1ページをお願いいたします。

1の3月17日の特別委員会以降の水俣病対策の主な経緯についてでございます。その主なものについて御説明をさせていただきます。

平成22年3月24日、県議会が、水俣病被害者救済に当たっての決議を行われました。

3月29日、第5回和解協議を行い、原告、被告双方が、裁判所から示された和解所見に基本合意をいたしました。和解所見につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

4月16日、特措法に基づく救済措置の方針が閣議決定されました。救済措置の方針につきましても、後ほど御説明をさせていただきます。

1つ飛びまして、5月1日、水俣病犠牲者慰霊式が水俣市で開催され、総理大臣が初めて出席をされました。また、特措法に基づく救済措置の申請受け付けを開始いたしております。

1つ飛びまして、5月30日、第1回第三者委員会が開催され、原告49名の方の判定が行われております。

6月3日、特措法に基づく救済措置に係る公的診断を開始いたしております。

次のページをお願いいたします。

2の新たな救済策の取り組みについてでございます。

(1)、裁判所から示された和解所見と特措法に基づく救済措置の方針についてでございますけれども、恐縮でございますが、5ページの次のページでございます。別添資料1をお願いいたします。

別添資料で、救済の枠組みと給付の概要について御説明をいたします。

今回、和解及び特措法の救済対象となる方とその手続などにつきましては、黒い太枠のところでございます。

まず、左の一番上の箱でございますけれども、認定申請中の方のうち、裁判をなさっている方で不知火患者会の方、この方々につきましては、(A)の線をたどっていただきたいんですけれども、熊本地裁の和解所見による救済を受けられることとなります。

①の救済内容につきましては、右下の点線の箱の中に記載をしておりますけれども、一時金として210万円、療養手当としまして月1万2,900円から1万7,700円、③の療養費としまして、水俣病被害者手帳を交付し、自己負担分を支給いたします。症候に応じまして、四肢末梢優位、手の先、足の先に行くにつれまして、痛みやあるいは触った感覚が鈍くなるという症状でございますが、あるいは、全身一様に触った感覚あるいは痛みの感覚が鈍くなる全身性の感覚障害等がある方につきましては、①、②、③の給付をセットで受けられることとなります。また、しびれ等の神経症状がある方につきましては、③の療養費のみ受けられることとなります。何も症候がなければ、非該当となって、いずれの給付も受けられません。

恐縮でございますが、またこの左上の方の熊本地裁の和解所見のところにお戻りいただきたいと思います。

②の判定資料でございますけれども、公的

診断によります第三者診断書、民間診断によります共通診断書で判定を行います。

③の判定手続につきましては、座長1人、原告推薦医師2人、被告推薦医師2人、計5名で構成されます第三者委員会で判定をいたします。

この第三者委員会を月1回をめぐりに開催いたしまして、平成22年12月末を目途に判定を終え、県議会の議決をいただきまして、最終的には和解が整い、給付を開始することになります。

次に、認定申請中の方で裁判をなさっていない方々、出水、芦北、獅子島の3団体の方と団体未加入の方、それから、上の真ん中の箱でございますけれども、保健手帳をお持ちの方、そして、右側の今認定申請もなさっていない、保健手帳をお持ちでもないその他の被害者の方で、今回の救済措置に申請をなさる方、それぞれBの線とCの線とDの線をおたどりいただきたいと思いますが、真ん中の特措法による救済を受けられることとなります。救済内容につきましては、先ほどごらんをいただきました熊本地裁の和解所見による救済と同じでございます。

②の判定資料でございますが、言い方は少し違っておりますけれども、和解所見と同じく公的診断による検査所見書、民間診断による提出診断書によって判定が行われます。

判定手続につきましては、医師による判定検討会により判定を行い、複数班で、月数回程度開催をしてまいりたいと考えております。

随時判定を行い、給付も随時行って、認定申請中の方あるいは保健手帳をお持ちの方につきましては、来年の3月を目途に判定を終了してまいりたいと思っております。

また、新規に申請をなさる方につきましては、その終了時期につきましては定められておりませんので、来年の状況を把握して時期を見きわめることとなっております。

それから、大変恐縮でございますけれども、真ん中の上の保健手帳の所持者のところにお戻りいただきたいんですが、保健手帳をお持ちの方の中には、医療費だけ生涯保証されればいいという方もいらっしゃると思います。この方々につきましては、公的な診断なしに、Dの線をたどっていただきたいんですけれども、保健手帳から被害者手帳への切りかえによって療養費のみの給付を受けるという救済もでございます。

次のページをお願いいたします。

先ほどの説明と重複するところもございませぬけれども、裁判所から示された和解所見と特措法に基づく救済措置の方針の概要について御説明をいたします。

対象者についてでございますけれども、和解所見では、昭和43年12月末以前に対象地域に相当期間、1年以上居住され、水俣湾またはその周辺水域の魚介類を多食したと認められる方、(2)としまして、43年12月末以前に対象地域に相当期間居住されていなくても、水俣湾またはその周辺水域の魚介類を多食したと認めるに相当な理由がある方のうち、手の先、足の先に行くにつれて、触った感覚ですとか、痛みの感覚が鈍くなる四肢末梢優位の感覚障害、または、全身同等に、触った感覚、痛みの感覚が鈍くなる全身性の感覚障害を有する方が対象とされております。

救済措置の方針においても、対象者につきましては、和解所見と同様の記載がされております。

それから、判定方法と支給内容の(1)から(3)につきましては、前のページの説明と重複をいたしますので、説明を省略させていただきます。

支給内容の(4)としまして、和解所見におきましては、一時金に加算する額として、不知火患者会に29億5,000万円と記載をされております。

救済措置の方針におきましては、一時金に

加算する額として、出水の会に29億5,000万円、芦北の会に1億6,000万円、獅子島の会に4,000万円というふうに記載をされております。

恐縮でございますけれども、再度2ページの方にお戻りをいただきたいと思っております。

2の(2)のスケジュールについてでございます。

和解所見に基づく救済については、第三者診断を5月15日から開始し、今後、随時実施する予定でございます。

判定につきましては、5月30日に第1回の第三者委員会が開催され、今後、月1回をめぐりに開催する予定でございます。

特措法に基づく救済につきましては、公的診断を6月3日から実施し、今後、随時実施をする予定でございます。

判定につきましては、今月末もしくは7月に第1回判定検討会を開催する予定でございます。

(3)の今後の県の姿勢及び役割についてでございますが、和解所見に基づく救済につきましては、6月25日と10月8日の熊本地方裁判所の期日に、原告、被告が、裁判所に対しまして、和解所見の取り組み状況につきまして報告をすることになっております。

和解所見では、原告、被告は、判定、和解、一時金の支払い等が年内を目途に終了するよう努力をすることとされております。県としましては、第三者診断や第三者委員会が円滑に実施できますよう最大限の努力をしております。

特措法に基づく救済につきましては、救済措置の方針で、新規の受け付け終了についてはあらかじめ定めず、23年までの状況を把握して時期を見きわめることとされております。

なお、5月31日現在の申請総数は1万4,061件でございます。

現在、保健手帳を所持されている方、認定

申請中の方につきましては、今年度中に判定を終えて、対象者を確定し、救済することとされております。

県としましては、広報に力を注ぎますとともに、公的診断や判定検討会などを円滑に実施できるよう、最大限の努力をしております。

水俣病保健課、以上でございます。

○寺島水俣病審査課長 資料の3ページの方をお開きいただきたいと思っております。説明の方は、着座のままでよろしくお願いいたします。座らせていただきます。

3番の公健法による認定業務の方でございます。

(1)でございますが、申請の状況といたしましては、最高裁判決以降の認定申請者数、本県分でございますが、5月末現在で4,438人でございます。

(2)、認定検診の状況でございますが、医療機関への委託検診と県の方が直接お願いしました医師によりまして、水俣市の医療センターの方での検診をお願いしてございまして、そのような形で検診促進に努めております。

(3)でございます。認定審査会の開催につきましてでございますが、認定審査会につきましては、昨年の2月に1年7カ月ぶりに開催して以来、6月、7月、10月、11月、ことし2月と、昨年度は5回開催できております。それから、及び5月ということで、今年度も5月に開催をしたところでございます。今後も、検診の状況等を勘案いたしながら、円滑な運営を図ってまいります。

なお、現在、先ほど説明がありました特措法による救済、それから訴訟による司法制度上の解決、それから今説明しております公健法上の認定制度を総動員いたしまして、水俣病問題の最終解決に向けた取り組みを進めております。

このような中で、認定審査の棄却処分のみ

を行うことで、処分された方が特措法による救済まで否定されたといったような誤解が生じる事態を避けますために、昨年11月に審査し、ことし1月に答申があった分に続きまして、ことし2月に審査され4月に答申があった分につきましても、現在県の処分の方は延期をしているところでございます。

次に、大きな4番でございますが、裁判の状況でございます。

現在、国、県及びチッソを相手とする国家賠償等請求訴訟が4件、そして水俣病認定申請に係る行政事件訴訟が3件、この3件につきましては、処分の取り消し及び認定義務づけ訴訟が2件と不作為違法確認及び認定義務づけ訴訟1件でございますが、そのような形で提訴がされておりますけれども、取り消し及び義務づけ訴訟のうちの1件につきましては、7月に、地裁レベルでございますけれども、第1審判決が出る予定のものがございます。この点につきましては、次の4ページの方の一覧表をちょっと見ていただきたいと思います。済みません。よろしいでございますでしょうか。

一覧表の方でございます。

右から2番目の訴訟でございますが、一番下の備考欄に書いておりますとおり、7月16日に大阪地裁で判決が出る予定となっております。これは、前回の委員会の中で5月14日に判決が出ると説明をいたしておりましたけれども、裁判所から判決日を変更するとの連絡が入りまして、判決日が7月16日に延期になったものでございます。

なお、この一覧表の一番左の方は、先ほど保健課長の方から説明がありまして、ノーモア・ミナマタ国家賠償請求訴訟でございますので、裁判上の和解協議を行っているということでございます。

その他の係争中の各訴訟の概要につきましては一覧表のとおりでございますが、詳細説明の方は省略をさせていただきたいと思いま

す。

以上でございます。

○野田環境政策課長 済みません、座ったままで説明させていただきます。

○西岡勝成委員長 はい、どうぞ。

○野田環境政策課長 資料の5ページをお願いいたします。

チッソ株式会社の平成21年度決算の概要について御説明をいたします。

ことしの5月13日にチッソの平成21年度決算が発表されました。主力製品であります液晶の販売が好調で、前期を大幅に上回ります156億円の経常利益が確保されております。

なお、平成22年度につきましては、160億円の経常利益を予想されているところでございます。

続きまして、2ページめくっていただきまして、参考1、参考2のところをごらんいただければと思います。参考1と参考2でございます。

チッソの決算確定に伴いまして、本年度の金融支援措置の額が、6月7日に開催されました支援連絡会議の幹事会において確認されておりますので、御説明いたします。簡単にポイントのみ説明させていただきます。

まず、下の方の参考2の右側の図をごらんいただきたいと思います。今回のチッソの経常利益の配分図でございます。

連絡会議で申し合わせましたルールに基づきまして、患者補償費、租税公課費、無利子化相当額、内部留保を除きました本年度のチッソからの公的債務の返還額は38.1億円となっております。

続きまして、参考図1、上の方の図を見ていただければと思います。

金融支援措置の仕組みを図にしたものでございますが、ただいま申し上げました返済額

38.1億円が図の⑥のところに、可能な範囲で返済ということで記載されております。

一方、本年度のヘドロ立替債と患者県債の償還額が、左側の波線でかかった部分(ア)で77.4億円でございます。この38.1億円と77.4億円の差、39.3億円に対しまして、抜本支援策により、8割を国庫補助、2割を特別県債で手当てすることとされております。そのそれぞれの額が7番の31.5億円、これが国庫補助金でございます。それと8番の7.8億円、これが県債の部分でございます。という形になっております。

なお、この特別県債につきましては、元利償還について100%交付税措置がされているところでございます。

続きまして、次のページ、参考3をお願いいたします。

これまで何度か御説明しておりますけれども、特措法に基づく分社化の流れを図にしたものでございます。

その一番上の欄でございますが、6月4日にチッソが、環境大臣に対して、特定事業者としての指定を受けるための申請を行っております。この申請は、特措法上、チッソが特定事業者として一時金の支払いの支援等を受けるためになされたものでございます。

その後の流れとしまして、環境大臣の指定を受けますと、チッソの事業再編計画の申請がありまして、それでまた環境大臣の認可を受け、その後、裁判所の許可を受けて事業譲渡という形になって子会社が設立されていくというような流れが、法律上には示されているところでございます。

続きまして、最後の参考4をお願いいたします。

今回の救済に当たり、チッソが支払う一時金に係る金融支援の仕組みでございます。

特措法第33条第1項におきまして、チッソの一時金支払いが円滑に行われますよう、国、県は所要の措置を講じることとされてお

ります。4月16日に救済措置の方針が閣議決定されましたが、同日付で、一時金支払いに関する支援措置についても閣議了解と閣議決定がなされております。

その内容は図のとおりで、チッソが一時金1人当たり210万円と団体加算金を支払いますが、その財源につきましては、県が財団へ出資し、財団がチッソに貸し付けることとなります。これは平成7年の政治解決と同様のスキームでございます。

県の出資金の財源につきましては、国庫補助金で85%、あと県債、全額政府資金で手当てできますが、県債で15%を調達します。この割合も平成7年と同様でございます。この15%の県債に係る元利償還金につきましては、平成7年のときは、利子の80%が地方交付税措置されましたが、今回は、元利100%について交付税措置がされる予定でございます。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かございせんか。

○鎌田聡委員 2ページで、下の方ですね、現在の特措法に基づく救済で申請件数総数が5月末現在で1万4,061ということですがけれども、この内訳と申しますか、このうち、手帳保持者が何名で、認定申請をされている方が何名で、全く新規の方が何名か、そこを教えてくださいたいと思います。

○田中水俣病保健課長 この1万4,061名の内訳についての御質問でございますけれども、現在私どもの方で毎日御申請がありまして、その中には、先生の御指摘のとおり、認定申請の方、保健手帳をお持ちの方、それか

ら新規の方もございますが、今、私どもの処理も迅速を図るために、現在御申請があって、一時金を御希望なのか、あるいは保健手帳をお持ちの方でそのまま切りかえを御希望の方かその区分けをして、また、その書類が不備がないかどうかその点検を行っております、御質問がありました、その申請をなされた方の属性と申しますか、どのタイプの方からどの申請があったかということにつきましては、結論から申し上げまして、そこまでまだ分析ができておりません。申しわけございません。

○鎌田聡委員 今後、そこはぜひ分析をしていただきたいと思いたすのが、1つは、認定申請者ですよね、認定申請されている方が4,438名いらっしゃって、認定審査会が、その人がどのくらいこの申請されているのか少し見ておかなきゃならないと思うのが、認定審査会の開催状況なんですよ。ここが今までのペースでいきますと非常に年に数回ということで、認定審査される前に救済措置の判定というのがなされてくるか——どっちが先になるかわかりませんが、そうなった場合に、救済措置で判定になって救済措置相当になりますよと言われた場合に、認定申請の扱い、どうなるんですか。その判定を、救済措置で判定もらっても認定申請待つと言われる方、保留できるんですかね。その時点では判定に従ってかんと権利が失われるのかどうか、その辺ちょっと教えていただきたい。

○田中水俣病保健課長 救済措置の方に御申請になって、書類審査、それから公的な診断を受けていただきまして、判定検討会にかけて、一時金や被害者手帳相当の判定をしたと。その判定をした際に、認定申請の方につきましては、その時点で、一時金等のこちらの方の救済策をお選びになるのか、それともそのまま認定申請をお続けになるのか、そこ

で選んでいただきたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 その時点で選ぶのを保留しとけば、救済措置の方は資格がなくなるということじゃないんですよ。あくまでも、判定で一時金もらえるけれども、認定申請は継続したいということで認定申請を待ってても、それは権利は残っているということではないんですかね。

○田中水俣病保健課長 救済措置の方の判定結果が出まして、そしてあと、認定申請を選ばれるのか、一時金の救済措置を選ばれるのかにつきましては、一定の期間の間にどちらにするかを決めていただきたいというふうに考えておりますが、まだ国の方からそこをどのくらいの期間にするかという明確な考えが示されておりません。

○鎌田聡委員 一定の期間で多分判断しなきゃならないという話ですよ。ただ、認定審査会が実際的に数が多くてさばけていないという状況の中では、ここは絶対配慮しておかんといかぬと思うんですね。きちんと認定審査会での判断ができるまで、こちらの方の権利といいますか、救済措置を受けるという判定されたら、その分はいつでもそっちに戻るようにすべきだと思いますけれども、そこはまだはっきりしていないということですね。

○駒崎環境生活部長 先生の御質問はもっともな点が幾つかございますので、まとめてお答えをいたしますと、判定の結果、一時金つきの、先ほどの別添資料1でいきますと、一時金と療養手当と療養費と、①、②、③の3点セットの給付が受けられるという判定された方がどうされるか御本人の選択になります。以前は、認定申請を取り下げないと判定作業に乗せないという手法をとっております

たけれども、それは少し厳しいかなということ、今回は、判定結果を受けて、3点セットの給付が受けられるとなった時点で認定申請を取り下げれば、特措法による救済が始まるというふうになっております。

その関係で、鎌田先生が御質問されたように、どちらをとるかということになってくるかと思えます。そこは、今回の特措法が、早期に救済をしようという趣旨でつくってございますので、しかも、認定基準に達しない方も救済しようという趣旨でつくってございますので、そこをいたずらに長引かせるわけにはいかないだろうと思えます。そこは国との協議もありますが、最大限、新規申請の方を何年受け付けるかというのがございます。そこが2年とか3年とかということで、新規申請の方も、もう周知徹底も終わって、手を挙げる方は手を挙げ尽くされたと判断して、今度の特措法による救済というのはもう終了する、終息するというふうな判断が出るかもしれません。その時点では、少なくともどちらかに決めていただく必要があるかと思えます。それまでに認定申請を取り下げて救済をはっきり受けるという意思表示がなければ、もう特措法による給付は終了して、認定申請だけが残ることになります。そこはまたよく御本人が判断していただくことかと思えます。

それから、第1点目の御質問、御指摘の点、確かに、今救済申請されている方がどういう属性の方かというデータも我々も欲しいところではありますけれども、いかんせん、水俣病保健課も目の回るような忙しきで仕事をしておりまして、保健課だけでは手が足りずに審査課からも人を出して作業に当たっているところでございます。

行政にとりましては、何万人とかいう、あるいは何千人という方のデータというのをすごく感じるんですけども、申請されている方は自分自身のことがすべてですので、我々

にとっては1万分の1というふうな一人一人の扱いがそうであっても、申請されている方は1分の1なんです。それで、我々として今最優先にしているのは、お一人お一人の救済申請書を決して間違わないように取り扱う、不備な書類は、早目に、ここが足りないから出してくださいという指導をして、なるべく早く救済ルートに乗せるという作業を急いでおりますので、その方々が、認定申請者なのか、保健手帳所持者なのか、新規の方かという分析は、いわばもう少し後になって、この大変な作業が一段落してからさせていただければというふうに思っております。

そちらの作業もよくやりまして、全体的にどういう傾向になっているのか我々も傾向を探りながら、その後の周知徹底とか啓発とかに生かすべく、必要なデータですので、そこは図りたいと思っておりますが、現時点では、少し御容赦をいただきたいというのが本音でございます。

○鎌田聡委員 現時点ですぐすぐにわからないと思えますし、その認定申請の人と救済を望む人、その選択の時期も、これはぜひきちんと処理が双方が終わるまで担保していただきたいと思うのが、やっぱり時期が、それぞれに認定申請中と手帳所持者の方は23年3月末を目途に判定を終わりますよとか、大体目途がしてありますので、そこをやっぱり意識もしながらやっていかないと、それと属性の調査が今時点では難しいかもしれませんけれども、実際手帳所持者の人がどのくらいいて、新規がどのくらいまだ出てくるのかという傾向的にはやっぱり見ていかなきゃならないというふうに思いますので、あと、認定申請の方は、どれだけこちらに行くのかということもあると思えますので、そこをぜひ今後、少し時期を見ながら、その辺を見きわめしながら、そして冒頭申し上げました救済措置と認定申請の選択の時期の担保というか、

そこもきちんとやっぱり保証をしていくように対応をお願いしたいと思います。

○駒崎環境生活部長 御指摘のとおり、しっかりと取り組んでまいります。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○中原隆博委員 県の姿勢と役割なんです、和解所見に基づく救済というのは、言うなれば、年内を目途にということなんです。それと同時に、特措法ということになりますと、人数が1万4,061人ということで膨大な数に上るわけです。ここに書いてございますように、なるだけ早くというような形になっておりますけれども、やっぱり和解に基づく救済により近づけるような形の期限というのはある意味では必要じゃないかと。そこに5年も6年もの開きがあると、また、現在救済措置の方針を望んでおられる出水の会とか、芦北の会とか、獅子島の会とか、非常に高齢になっておられますので、その辺をどのように受けとめ、どのように考えておられるか、お教えをいただきたいと思います。

○田中水俣病保健課長 和解所見によりまして救済を求める方々、それから特措法によって救済を求める方々、委員御指摘がありましたように、私どもとしましては、裁判をしていたから、あるいは裁判をしなかったから、そのどちらかが得だったとか損だったとか、そうしたことはありませんように、どちらにおきましても早期救済が図られるように精いっぱい努力をしてまいりたいと思っています。

それが実現できますように、公的診断の方におきましても、全国、それから県内におきましても多くの医療機関の方に御協力をしていただきますように精いっぱいお願いをしてまいったところでございます。

以上でございます。

○中原隆博委員 申請状況も、書いてありますように把握し、時期を見きわめるといその部分の判断をくれぐれもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○大西一史委員 先ほど鎌田委員の方からもいろいろお話があつて、非常にこの救済の枠組み、いろいろルートが幾つかあるということもあつて非常にちょっとわかりにくい部分も実際の手続上はやはりあるんじゃないかなというふうに思ふんですね。先ほど部長は早期に救済というのが前提だということをおっしゃつて、確かにそうだと思います。そのために我々もその法案の成立を、やっぱりいろんな意味で、内心いろんな思ひを持ちながらも一生懸命、委員長、副委員長初めとして皆さんで、法案の成立を望んできたということがありますので、そうだというふうには思ひますが、やはりその中でも特に、ある程度、保健手帳をお持ちの方であるとか、あるいは認定申請中の方であるとか、こういった方々というのは、ある程度の流れというのに関心を持って見ておられたのかなというふうに思ひますが、あくまでもその早期救済というのと同時に、やはりこの新規の方々、要はできる限り多くの方を救済すると、早期の救済と同時に、できるだけ多くの方を救済するというのがやはりこの法の趣旨といひますか、目的として私は重要なことだろうというふうに思ひます。

その点でいきますと、やはり丁寧な手続をやつていただきたいというふうに思ひます。現段階では、今肅々と手続をやられている最中だろうというふうに思ひますし、大変今、お聞きしますと、過酷な状況だろうというふうに思ひます。今、水俣病保健課では、ちょっと人手がもうとにかく足りないの、審査課の方からもということですが、そのマ

ンパワー的な体制が、できるだけ広く丁寧に救済を行うという観点から、十分なのかどうかというのに関してはどうでしょうか。

○駒崎環境生活部長 ありがとうございます。本会議の御質問でもお答えしましたように、年度当初に、担当職員として5名の増員、嘱託職員で15名の増員を人事課も配置してくれてまして、これだけ職員の削減進んでいる中で破格な扱いを受けていると思っております。そうした中でも、できるだけ、まずは環境生活部の中で人員をやりくりして、最優先でこの課題に取り組んでおります。

大西先生がおっしゃいましたように、現在認定申請中の方とか保健手帳を持っておられる方は県の方にもデータがございますので、こちらからいわばダイレクトメールという形で救済の仕組みの御案内も差し上げて、県内での説明会も何遍も行っているところですが、その他の新規に救済を求める方については、まだ我々もどこにどういう方がいらっしゃるかわかりませんので、そこは本当にたくさんの方の広報を行っていく必要があると思っております。

新聞を初めいろんな報道機関で報道していただくのもまた大事なことだろうと思っておりますし、きのうから東京での説明会も始めておりますので、そうした中で、保健課の職員が東京に行っている間は、その抜けた穴は審査課がカバーするとか、あるいは筆頭課から調整するとか、そういうふうなことでやっておりますので、それから市町村の方にも相談窓口を拡充していただいておりますので、トータルとしてのマンパワーとしては、今、余裕があるとは申し上げられませんが、精いっぱい体制をとれているのではないかなと考えております。

○大西一史委員 そういう新規の方、特にそういう状況もあるということで、まだまだ

情報がよくわからないというところもあるかというふうに思います。やはりこの救済によって、本当に広く、そして早期に救済が図られるようにするためには、その辺の初動の部分で、例えばさっき書類の不備がないかどうかとかというチェックをかなり細かくやられているというお話で、多分現場の方も相当御苦労されているんじゃないかなというふうに思いますが、そういったことも含めて、マンパワー的に、今は問題ないかもしれないけれども、もし今後その辺でいろいろな足りないという部分があれば、ここにそういう人的リソースを集中させるような形で丁寧な手続をお願いしたいということ、これはもう要望しておきます。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○渡辺利男委員 特措法による救済で判定検討会、この中のお医者さんですけれども、氏名等についてはもう最後の最後ということで結構なんですけれども、今のところ把握できているお医者さんの数で十分なのかということと、お医者さん、自薦、他薦、どういうふうな基準で選ばれたのか、それから、そのお医者さんがいらっしゃる、地域的にはどういう分布になっているのか、そういうことをちょっとわかるだけでも結構ですが、教えてください。

○田中水俣病保健課長 判定検討会の委員につきましてのお尋ねでございますけれども、これまで私どもの方でいろいろお願いをしまして、今現在内諾をいただいた先生が12名ございます。これにつきましては、どのような観点から要するに選んだかという御質問でございますが、実は、この特措法によります判定をしていただく先生を選びます前に、裁判の方の和解をなさる、そちらの方の判定をなさる先生方を選ぶ必要がございます

て、これにつきましては、和解所見に第三者委員会の委員、これは裁判をなさっている方々を判定する方の委員の先生方でございますけれども、水俣病に関し、深い知見と豊富な経験を有する方というふうに規定をされております。県としましては、この和解所見に沿いまして、同じ視線といいますか、それで御就任の依頼を行わせていただいたところでございます。

それから、あと地域的なところにつきましては、先ほど申し上げました和解所見に基づいて、水俣病に関して深い知見と豊富な経験を有する方という観点で、県内の先生方の方をお願いをしたというところでございます。

○渡辺利男委員 ちょっと先生の選び方がよくわからなかったんですけども、水俣病に対する深い知見をお持ちの方ということなんですけれども、それをどうやってだれが判断するんですか。

○駒崎環境生活部長 余り詳細に申し上げますとかなり限定されますので、お許しをいただきたいと思っておりますけれども、できるだけ具体的に近くでたくさん水俣地域の方々を診察経験のある方という観点を一つ加味いたしました。

それから、自薦、他薦ということにつきましては、医師会あたりと御相談して、いろんな方々の人望や評価が高い先生方を教えていただきまして、県の方でお願いに上がったということでございます。

そうしたことで、県の方で一本釣りで恣意的にということではございません。それぞれの専門家の中で、あの人なら妥当だろうという方を医師会の方あたりから御推薦いただいたり、神経内科の専門家の方から御推薦いただいております。

○渡辺利男委員 それで、複数班で月数回開催で来年の3月までに間違いなくこれ、大丈夫なんですか。終わるんですか。

○田中水俣病保健課長 判定をしていただく前に当然公的な診断を受けていただく必要があるかと思うんですが、今、公的な診断に御協力をいただくところを県内それから県外の方にできる限りお願いをしております。

終わるか終わらないかにつきましては、その申請者の方の数にもよるところでございますが、私どもは、終わるように精いっぱい努力したいと思っております。

○氷室雄一郎委員 単刀直入にお尋ねしますけれども、この判定会、7月からもう開始予定ということでございます。現実には7月から判定会はやるといって、もう一遍確認をしてもらいます。

そしてもう一つは、先ほど、医師の体制は、人数は発表されましたけれども、これからそういう人数ではちょっと難しいんじゃないかと思うんですけども、その判定会やりながら医師の確保もまた図っていかれるつもりなんですか。

○駒崎環境生活部長 1点目の7月中にということですが、これは、環境省の田島副大臣が何回か使われた言葉で、遅くともいついつまでにはということをおっしゃってこれまで展開してまいりました。和解の方はですね。その流儀の表現をかりますと、遅くとも7月中には第1回の判定会を開きます。それ以上延ばすことはありません。

それから、2点目の医師の確保としましては、公的診断をしていただく先生方の確保と判定検討を——判定作業と言うと語弊があるかもしれませんが、判定の事務を行っていただく先生とが必要でございます。今12名と申し上げましたのは、判定を行っていただく方

が12名確保できたということで、公的診断を行っていただく方はより多く今お願いをして、めどがつきつつありますので、公的診断が著しくおくれれば全体の作業がおくれるということはないような見通しが持っております。

判定検討会、大西先生の質問とも関連しますので少し補足しますと、平成7年は最終的に1万人を超える方を救済いたしまして、診断したのはもっと多い方ですけれども、そのときは、医師3名と水俣市の助役さんお1人が入った4名の判定検討会1つで、それだけの数をさばいたということございます。

今度12名の委員さんございますので、それぞれの先生方の日程がとりやすいようにということを含めて、3人ずつの4班か4人ずつの3班とかで作業を進めさせていただくことが、先生方の御了解が——先生方というのは、判定検討作業に当たるドクターの方の御了解が得られるならば、そうした形で進めますと、医師3名プラス水俣市助役という形で行った平成7年の3倍から4倍のスタッフができるわけですので、同じ期間でそれぐらいの人数をさばくことが、判定することが可能になるのではないかとこのように考えております。

全く不可能ではありません。見通しは決して甘くはありませんけれども、できるだけ23年3月をめどに、保健手帳所持の方と認定申請中の方の作業は進むように、取り組んでまいりたいと思っております。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○鎌田聡委員 判定会を7月頭までという話でしたけれども、あと、判定確定後随時給付されていくということですよ。ですから、7月中にはもう給付が始まるという、早い方は。そういう理解でいいんですかね。

○田中水俣病保健課長 7月に判定を行いました後、私どもから結果の通知と被害者手帳をお送りすることになりますが、有効期限は翌月1日にさせていただきたいと思っております。これまでの医療手帳ですとか保健手帳も同様に、結果を通知した翌月から使えるということですのでさせていただきますので、もちろん、ですから翌月の頭、1日には当然使えるような状態でお手元に届くというふうな形にさせていただきたいと思っております。

○鎌田聡委員 じゃあ、まあ8月からということですね。

○田中水俣病保健課長 はい。

○鎌田聡委員 それで、一時金の負担のことは、先ほどチッソが払うということで一応ありましたけれども、結局、療養手当と療養費の国、県の負担割合はどうなったんですかね。

○田中水俣病保健課長 療養手当、それから療養費につきましての負担割合は、新保健手帳と同じく8対2ということで国の方でも了解いただきました。

それから、先ほどの御質問で1点だけ補足をさせていただきますが、療養費や療養手当につきましては、7月中に私どもが判定をした分につきましては8月1日からの分を対応させていただきますが、一時金につきましては、その後チッソさんとの手続がございしますので、それにつきましては若干おくれる可能性があると思っております。まだチッソさんとの詳しい手続、その辺の話がまだできておりませんが、迅速にはやっていただけたと思いますが、医療費や手当の給付と同時期にならない可能性が残っております。

○西岡勝成委員長 よございますか。

○鎌田聡委員 はい。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

○吉永和世委員 確認したいんですけども、確認というかあれですが、平成7年の解決のときは、被害者の救済、そしてチッソ存続、経営強化と地域振興という3点セットだったと思いますね。今回の政治解決においては、この3点セットは変わらないと思ってよろしいんですかね。

○田中水俣病保健課長 今回の救済措置閣議決定の大もとでございまして昨年7月に策定をされました水俣病被害者の救済特別措置法、この中でも、被害者の救済、それから水俣病問題の解決を図ると。その中に、チッソがこの地域社会に残って活動していただく、そうした点も含まれておりますので、委員御指摘の点については変わらないものというふうに認識をしております。

○吉永和世委員 私、その3点セットでぜひお願いしたいと思います。

今回、チッソもすばらしい経常利益出していますが、単なる売り上げが上がったからこういう経常利益が出ているというふうには私思っておりませんで、やはりチッソの社員の方々の賃金カットとか、あと消耗品の削減とか、いろんな努力があつての経常利益を出しているというふうに思つて、チッソとしても、社員一丸となつて、やはり大きな目的である認定被害者の方々の救済というか、完遂といひましようか、補償完遂に向けて努力いただいているというふうに私は認識をいたしておりますし、その点、3つの3点セットであるチッソの経営強化という分に関しては、ぜひ県としてもそういう面を持って御支援い

ただきたいなというふうに思いますし、また、今地域で地域振興に関して、地元で、救済はされても今後地域で生活を本当にしていけるんだろうかという何かそういった認定患者の方々、またあるいは、被害者の方々の声も出てきつつあります。ですから、その点考えますと、地域振興に関してもぜひ温度差が出ないように、その点もきっちり踏まえて、この解決に向けて取り組んでいただきたいというふうに御要望を申し上げたいと思います。

○西岡勝成委員長 要望でございましてね。

○吉永和世委員 はい。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。

ないようでございますので、次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたしたいと思います。

議事次第に記載の事項について、閉会中もなお継続審査する旨、会議規則第82条の規定に基づき、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に移ります。

その他として何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 特にないようですので、私から一言申し上げます。

執行部には、今後とも引き続き救済についての周知徹底を図るとともに、万全の体制を整え、救済されるべき方々が可能な限り救済されるようしっかりと取り組んでいかれるようお願いをいたしておきます。

それでは、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

それでは、これもちまして本委員会を終

了いたします。

お疲れさまでございました。

午後2時13分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する  
水俣病対策特別委員会委員長